

技術研究組合 水素小型モビリティ・エンジン研究組合 公用語規程

(目的)

第1条 本規程は、『技術研究組合 水素小型モビリティ・エンジン研究組合』（以下、「本組合」という。）の業務を正確かつ迅速に遂行するにあたり、本組合における公用語を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「役職員」とは、本組合の理事長、理事、監事、組合員、賛助会員及び本組合の職員、派遣職員、その他本組合の事業及び業務に従事する者をいう。

2 「会議」とは、役職員が集まり、議題に関して意見交換・審議し、合意・施策などの意思決定をする場をいう。なお、本組合の理事会及び総会もこれに含まれる。

3 「文書」とは、役職員が本組合に関する業務の過程で作成又は取得した書類、図面、写真、図書、電磁的記録を含む一切の記録をいう。

(公用語)

第3条 本組合における公用語は日本語とし、本組合が催す会議は日本語にて執り行う。また、文書は日本語で作成されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、当該役職員が作成した日本語の文書の参照資料として、英語の文書を併せて提出することができる。

3 役職員は、本組合の会議に通訳者を帯同させることができる。

(費用負担)

第4条 本規程第3条第2項に従って役職員が英語の文書を作成するにあたって生じる一切の費用は、原則として当該役職員が負担するものとする。

2 本規程第3条第3項に従って役職員が通訳者を手配するにあたって生じる一切の費用は当該役職員が負担し、当該役職員は、自己が本組合の業務上負う秘密保持義務と同等の義務を自己が手配する当該通訳者に課すものとする。

(本規程の改廃)

第5条 本規程の改正又は廃止は、理事会の決議をもってこれを行う。

附 則

(施行期日)

1. 本規程は本組合の設立登記の日から施行する。